



福島医発第2505号 (地)
平成24年 1月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」につきましては、平成23年10月21日付け福島医発第1707号(地)において関係通知をお送りしておりますが、今般、同法の一部施行に伴い、医療法施行規則等を改正する旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、

- 1) 本通知において、①病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準、②専属薬剤師の配置に関する基準、③病院につき、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者及び栄養士の配置に関する基準、④療養病床を有する診療所につき、看護師、准看護師及び看護補助者の配置に関する基準、及び⑤病院等の病床数を算定する場合の補正の基準については、「従うべき基準」とされております。
- 2) 本通知において、①病院につき、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び事務員その他の従業者の配置に関する基準、②病院につき、消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室の施設に関する基準、③療養病床を有する診療所につき、事務員その他の従業者の配置に関する基準、及び④療養病床を有する診療所につき、談話室、食堂及び浴室の施設に関する基準については、「参酌すべき基準」とされております。
- 3) 医療法施行規則等関係の規定は、平成24年4月1日から施行されます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

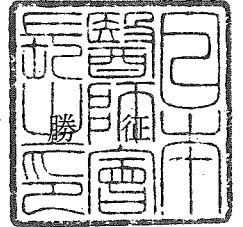
日医発第 968 号 (地 I 217)

平成 24 年 1 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」につきましては、平成 23 年 10 月 12 日付日医発第 643 号 (地 I 162) の文書をもって貴会に關係通知をお送りしております。本件は、同法の一部施行に伴い、医療法施行規則等を改正するものであります。

本通知において、①病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準、②専属薬剤師の配置に関する基準、③病院につき、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者及び栄養士の配置に関する基準、④療養病床を有する診療所につき、看護師、准看護師及び看護補助者の配置に関する基準、及び⑤病院等の病床数を算定する場合の補正の基準については、「従うべき基準」とされております。

また、①病院につき、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び事務員その他の従業者の配置に関する基準、②病院につき、消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室の施設に関する基準、③療養病床を有する診療所につき、事務員その他の従業者の配置に関する基準、及び④療養病床を有する診療所につき、談話室、食



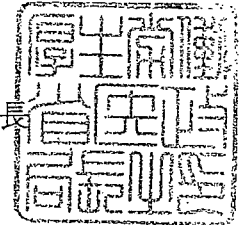
堂及び浴室の施設に関する基準については、「参酌すべき基準」とされております。
なお、医療法施行規則等関係の規定は、平成24年4月1日から施行すること
であります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
都道府県が条例を制定する際の対応方につき、改めてご高配のほどよろしくお願い
いたします。

医政発 1221 第 5 号
平成 23 年 12 月 21 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政
令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正
について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する
周知方よろしくお取り計らい願います。

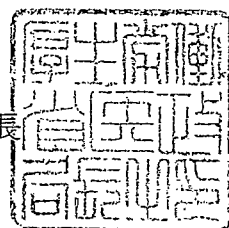
<別紙>



医政発1221第3号
平成23年12月21日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医政局長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政
令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正
について（施行通知）

先般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「整備法」という。）
が平成23年8月30日に公布されたことを受け、「地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施
行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」（平成23年政令第40
7号。以下「整備政令」という。）及び「地域の自主性及び自立性を高めるため
の改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚
生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成23年厚生労働省令第150号。
以下「整備省令」という。）が平成23年12月21日に公布されたところです。

これに伴い、医政局が所管する政令等が改正され、平成24年4月1日に施
行されることとなっていますが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、
御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第
1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 整備政令について

1 趣旨

整備法による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正に伴い、医療法施行令（昭和23年政令第326号）について所要の規定の整備等を行うものであること。

2 施行期日

整備政令のうち、医療法施行令関係の規定については、平成24年4月1日から施行するものであること。

第二 整備省令について

1 趣旨

整備法による医療法の一部改正及び整備政令による医療法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる省令について所要の規定の整備を行うものであること。

- ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- ・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成4年厚生省令第61号）
- ・ 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）

2 用語の定義

本通知における用語の定義は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に従い、次のとおりとすること。

（1）従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

（2）参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 改正の内容について

（1）医療法施行規則の一部改正（整備省令第3条関係）

- （i） 病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を条例（制定主体は都道府県）に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。（医療法施行規則第2条の2関係）

- （ii） 専属薬剤師の配置に関する基準を条例（制定主体は都道府県、保

健所を設置する市又は特別区)に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。(同令第6条の6関係)。

- (iii) 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準(薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者及び栄養士)及び参酌すべき基準(診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び事務員その他の従業者)を定めるもの。(同令第19条関係)
 - (iv) 病院の施設に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての参酌すべき基準(消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室)を定めるもの。(同令第21条関係)
 - (v) 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準(看護師、准看護師及び看護補助者)及び参酌すべき基準(事務員その他の従業者)を定めるもの。(同令第21条の2関係)
 - (vi) 療養病床を有する診療所の施設に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての参酌すべき基準(談話室、食堂及び浴室)を定めるもの。(同令第21条の4関係)
 - (vii) 病院等の病床数を算定する場合の補正の基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。(同令第30条の33関係)
 - (viii) その他所要の規定の整備を行うもの。
- (2) 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正(整備省令第10条及び附則第6条関係)
- 所要の規定の整備を行うもの。

4 施行期日

整備省令のうち、医療法施行規則等関係の規定については、いずれも平成24年4月1日から施行するものであること。

以上

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正について（施行通知） 参考資料 目次

○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（抄）	1
○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（抄）	3
○○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文（抄）	8
○○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令 新旧対照条文（抄）	19
○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令 新旧対照条文（抄）	23

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月二十一日

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(附)は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の二第一項中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第十一号第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八号ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。

第四条の五の表第三條の二の項中「第三條の二」を「第三條の三」に改める。

第五条の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に、「算定標準」を「算定基準」に改める。

第五条の三第二項及び第五條の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

(母体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一号中「第三十五至第三十號」を「第三十五至第四十號」に改め、同條第二号中「第三十五至第三十號」を「第三十五至第三十號」に改め、同條第三号中「第三十五至第三十號若しくは第三十號」を「第三十五至第三十號若しくは第四十號」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項を次のように改める。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という)は、法第二十九條第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を準拠するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という)又は特別区にあつては、市又は特別区」を加える。

一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百二十二号) 第四條第三号

二 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号) 第四條第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハ中「かざ」を「罎」に改め、同項第十号中「さえぎ」を「さき」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区以下同じ」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「第二十二條第一号又は第三号」を「第二十二條第三号又は第四号」に改める。

(母子保健法施行令の一部改正)

第九條 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。
第二條の見出しを「(国又は都道府県の費用の負担)」に改め、同条中「第二十一條の三」を「第二十一條の二又は第二十一條の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二十八第一項中「身体障害者福祉司」という。の設置の下に、「同法第十二條の三第三項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の三十三第一項中「及び同法第十三條第一項」を「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、「同法第十二條の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の八第一項中「及び同法第十三條第一項」を「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第十一條 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。
別表第一 葉事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の項を次のように改める。

葉事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)

一 第四條第二項及び第三項において読み替へて適用される同法第二項及び第三項の規定による相談援助の委託の設置の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十二條 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項を次のように改める。

法別表第一(第七十七号)に規定する政令で定めるものは、葉事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十二條第一項(製造販売業の許可)又は同法第八十三條第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替へて適用する同法第十二條第二項の許可で、葉事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十條第一項(都道府県等が処理する事務)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同法第一項第一号に係るものに限る。)(又は同法第八十三條(動物用医薬品等)の規定により読み替へて適用する同法第八十條第一項の規定若しくは同法第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務(同法第二項各号中「第八十條第一項又は第二項」に係るもの以外のものとする。)(第十五條第二項各号中「第八十條第一項又は第二項」に係るもの以外のものとする。)(知事等が行うこととされる事務(同項第二号に係るものに限る。)(又は同法第二項に「同法第一項第一号又は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附則

第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八條、第九條、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第六條の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第四條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の食品衛生法施行令第八條第一項の規定に基づく都道府県、保健所を設置する市(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)(又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同令第八條第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第五條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法施行令第四條第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

二 第四條第二項において読み替へて適用される同法第二項及び第三項の規定による相談援助の委託の設置の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

○厚生労働省令第百五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する省令（抄）

第一条 児童福祉法施行規則の一部改正

（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）
第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定の更新について準用する。
第二十五条の二十一の次に次の一条を加える。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定の更新について準用する。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デイスフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第三十七条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第一項第十二号の二中「第二十一条第一項第十一号」の下に「及び第二十二号」を加え、「及び第二十一号」を削り、同条第五項第二号中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び第二十三号」を加え、「及び第二十一号」を削り、同条第五項第二号中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び第二十三号」を加え、「及び第二十一号」を削る。

第二条の二中「都道府県知事は、法第七条の二第二項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の増設の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たつては」を「法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

第六條の六 法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「第十八条但書」を「第十八条ただし書」に改める。

第十六条第一項第十二号中「病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒施設を、診療所にあつては」を削る。

第十九条第一項中「、歯科医師、看護師その他の従業者」を「及び歯科医師」に改め、同条第三号から第八号までを削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「取扱処方せん」を「取扱処方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神科病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神科病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは、一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

- 二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができ、
- 三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一
- 四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一
- 三 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。
- 一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数
- 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。
- 一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は器具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、器具等の消毒を行うことができるものでなければならぬこと（消毒施設を有する病院に限る。）
- 二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- 三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- 四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。
- 第二十一条第二項を削る。
- 第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護補助者その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「の員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。
- 2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその人数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。
- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一
- 3 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数置くこととする。
- 4 法第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。
- 第二十一条の四第一項を次のように改める。
- 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。
- 第二十一条の四第二項を削る。
- 第二十一条の四の二中「又は第二十一条の二を「若しくは第二十一条の二」に改め、「標準」の下に「又は都道府県の条例で定める員数」を加える。
- 第三十条の二十九（見出しを含む）中「標準」を「基準」に改める。

- 第三十条の三十一第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。
- 第三十条の三十三第一項中「標準」を「基準」に改める。
- 第四十条の二中「及び第三号」を「及び第二項第一号」に「同項第四号」を「同条第二項第一号」に改める。
- 別表第六欄中「標準」を「基準」に改める。
- （市物及び建物取締施行規則の一部改正）
- 第四条 市物及び建物取締施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
- 別記第十八号様式、別記第十九号様式の(1)及び別記第十九号様式の(2)中「警察官配置」を「警備員配置」に改める。
- （軍市法施行規則の一部改正）
- 第五条 軍市法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
- 第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六条並びに第十五条の四第二項において同じ。）」を加える。
- 第九号中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。
- 第十六号第三項中「されている都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。
- 第十九号第一項中「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六条並びに第十五条の四第二項において同じ。）」を加える。
- 第二十五号第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）」を「又は都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八号第一項、第二十九号第一項、第三十条第一項並びに第三十一条において同じ。）」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（その）」を「又は都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その）」を加える。
- 第百条第三項中「されている都道府県知事」の下に「（その）」を「若しくは都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その）」を「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を「事務を都道府県知事」及び「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。
- 第百六条第一項第六号中「第三項」を「第四項」に改める。
- 第百三十九条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「第一条第二項中「されている都道府県知事」とあるのは「されている都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、及び「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、」を削る。

改訂

に改める。

(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正)
 第八条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準
 第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「法」という。第三十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十九条第二項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五号、第六号、第十一号、第十九号、第二十五号及び第三十号の規定による基準
 二 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十号第三項第一号及び第五項第一号（第十号の二において準ずる場合並びに第十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項第一号、第二十九条第一項第一号並びに附則第二項（第十号第五項第一号口に係る部分に限る。）の規定による基準
 三 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十六号の規定による基準
 四 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九号第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三号第一項、第二十八号第一項並びに附則第二項（第九号第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三号第一項並びに第二十八号第一項に係る部分に限る。）の規定による基準
 五 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

九 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八パーセント以上としなければならない。
 第十号第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において「を」指定都市及び中核市にあつては」に改める。

第十七条に次の一項を加える。
 2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八パーセント以上としなければならない。
 第二十三条に次の一項を加える。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十二パーセント以上としなければならない。
 2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十二パーセント以上としなければならない。

附則第二項中「第九号」を「第九号第一項及び第二項」に、「第四項第一号口（第十八条第三項）を「第五項第一号口（第十八条第三項及び第二十九条第三項）に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「第十七号」を「第十七条第一項」に、「第二十三号」を「第二十三条第一項」に、「第二十（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）
 第九号 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九号の四の見出しを「職業訓練を無料とする範囲及び手当を支給する範囲」に改め、同条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項第一号及び同条第二項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項第一号及び同条第二項」に改め、「限る。」の下に「次の条において同じ。」を加える。
 第二十九号の四の次に次の一項を加える。
 （法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準）
 第二十九号の五 法第二十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。
 第三十六号の十四の次に次の一項を加える。
 （法第二十八号第一項の厚生労働省令で定める基準）
 第三十六号の十五 法第二十八号第一項の厚生労働省令で定める基準は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は第四十八号の三各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者に限る。）は、第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。とする。
 第四十八号の二の次に次の一項を加える。
 （法第三十号の二第一項の厚生労働省令で定める基準）
 第四十八号の二の二 法第三十号の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、専門課程の高度職業訓練については前条第三十号の二のいずれかに該当する者とし、応用課程の高度職業訓練については前条第三十号の二のいずれかに該当する者とする。
 （労働者の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）
 第十号 労働者の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
 第一号中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九号第一項第四号に規定される」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める」に改める。
 （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）
 第十一号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。
 第五号第三項中「第六項」の下に「第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）」を加える。
 （婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正）
 第十二号 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市、以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準

二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第三号中「最低基準」の下に「社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。」を加える。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市及び中核市にあつては」に改める。

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第十三条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改める。

第三十四条の二十の次に次の一条を加える。

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所病院又は診療所により行われるものに限り、に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第三十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(薬事法第二十四条に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正)

第十四条 薬事法第二十四条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。))第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市、以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五号第一項(第三十九条、附則第十條及び附則第十七条において準用する場合を含む。))及び第二項(第三十九条及び附則第十條において準用する場合を含む。))、第六号(第三十九条、附則第十條及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第十一号、第三十七号、附則第六号並びに附則第十四条の規定による基準

二 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号ハ、第三十六号第三項第一号及び第四項第一号ハ、附則第五号第三項第一号及び第四項第一号ハ並びに附則第三号第三項第一号及び第四項第一号ハの規定による基準

三 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二号第一項及び第二項(第三十九号、附則第十條及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第二十九号(第三十九号、附則第十條及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三号(第三十九号、附則第十條及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三十五号、附則第四号及び附則第十二号の規定による基準

五 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五号中「社会福祉法」を「法」に改める。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、当該」を「指定都市又は中核市にあつては」に改める。

第三十一条第五項中「社会福祉法」及び「同法」を「法」に改める。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五号から第七号まで及び第十四条の規定並びに附則第三号及び第四号の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(薬物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四号の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四号の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用することができる。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に對し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていらないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下この項において「新薬事法施行規則」という。)の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づき政令で定める市の市長又は特別区の区長に對して届出をしなければならない事項についてその手続がされていらないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

2 第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用する事ができる。

(母子保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の母子保健法施行規則第九條第一項の申請は、第七条の規定による改正後の母子保健法施行規則第九條第一項の申請とみなす。

2 第七条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第七条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用する事ができる。

(沖繩の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第五条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改める。

第十九条の見出し中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に改める。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第一号」に改める。

附則第二十一条中「第二十一条第一項第二号及び同条第二項第二号から第四号」を「第二十一条第二号から第四号」に改める。

附則第二十三条中「第二十一条第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従つてべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の標準」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第七条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)」の項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「最低基準」を「基準」に改め、同条第三項中「最低基準」を「基準」に改める。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村防災会議） 第十六条 （略） 2・3 （略） 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 6 （略） （都道府県地域防災計画） 第四十条 （略） 2 都道府県地域防災計画は、<u>おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</u> 一 三 （略） （削除）	（市町村防災会議） 第十六条 （略） 2・3 （略） 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。 6 （略） （都道府県地域防災計画） 第四十条 （略） 2 都道府県地域防災計画は、<u>次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</u> 一 三 （略） 四 <u>前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項</u>

改 正 案	現 行
第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。 一五（略） 六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。 2・3（略） 第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。 一七（略） 八 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。 2・3（略）	第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。 一五（略） 六 その施設の構造設備が第二十一条第二項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 2・3（略） 第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。 一七（略） 八 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 2・3（略）

第七条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならぬ。

5 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみであ

第七条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならぬ。

5 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみであ

る場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画にお

る場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画にお

いて定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

6・7 (略)

第十八条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所

いて定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

6・7 (略)

第十八条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は

を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区（の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者

二（略）

十二 その他都道府県の条例で定める施設

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二（略）

三 その他都道府県の条例で定める施設

診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者

二（略）

十二 その他厚生労働省令で定める施設

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二（略）

三 その他厚生労働省令で定める施設

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病

床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十条の四 （略）

2 3 4 （略）

5 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。

6 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようと

（新設）

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十条の四 （略）

2 3 4 （略）

5 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。

6 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようと

する場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

7
13
(略)

場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

7
13
(略)

改 正 案	現 行
（医療計画に定める事項） 第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項を定めるものとする。 （削る） （削る） （削る） 2 前項に規定する事項のほか、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項 二 次条に規定する関係者の連携に関する事項	（医療計画に定める事項） 第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項 （新設）

3| 都道府県は、第一項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

2| 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

改 正 案	現 行
（看護師等確保推進者の設置等） 第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） 25 （略）	（看護師等確保推進者の設置等） 第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） 25 （略）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令 新旧対照条文 抄

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（私立認定保育所に係る法の適用） 第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。 ②（略）	（私立認定保育所に係る法の適用） 第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。 ②（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（法の適用に関する特例） 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。				（法の適用に関する特例） 第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十二 条第二 項	その病院、診療所 又は助産所の所在 地の都道府県知事 の許可	主務大臣から厚生労働大臣に協 議し、その承認	（略）	第十二 条第二 項	その病院、診療所 又は助産所の所在 地の都道府県知事 の許可	主務大臣から厚生労働大臣に協 議し、その承認	（略）
第十八 条ただ し書	ただし、病院又は 診療所所在地の都 道府県知事の許可 を受けた場合は、 この限りでない。	ただし、病院又は診療所の管理 者においてその必要がないと認 めるときは、この限りでない。 この場合においては、当該病院 又は診療所の管理者は、その病 院又は診療所所在地の都道府県 知事（診療所にあつては、その 開設地が保健所を設置する市又 は特別区の区域にある場合にお いては、当該保健所を設置する	（略）	第十八 条ただ し書	但し、病院又は診 療所所在地の都道 府県知事の許可を 受けた場合は、こ の限りでない。	ただし、病院又は診療所の管理 者においてその必要がないと認 めるときは、この限りでない。 この場合においては、当該病院 又は診療所の管理者は、その病 院又は診療所所在地の都道府県 知事（診療所にあつては、その 開設地が保健所を設置する市又 は特別区の区域にある場合にお いては、当該保健所を設置する	（略）

(略)	
(略)	市の市長又は特別区の区長)に その旨を通知しなければならない い。
(略)	

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条 の三	当該診療所所在地 の都道府県知事に 届け出なければな らない。	主務大臣において厚生労働大臣 に通知しなければならない。
(略)	(略)	(略)

(基準病床数の算定の特例)

第五条の二 (略)

2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)に関する同条第五項に規定する基準(以下「算定基準」という。)によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

(略)	
(略)	市の市長又は特別区の区長)に その旨を通知しなければならない い。
(略)	

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条 の二	当該診療所所在地 の都道府県知事に 届け出なければな らない。	主務大臣において厚生労働大臣 に通知しなければならない。
(略)	(略)	(略)

(基準病床数の算定の特例)

第五条の二 (略)

2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)に関する同条第五項に規定する基準(以下「算定基準」という。)によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五条の三 (略)

2 法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3・4 (略)

第五条の四 (略)

2 法第三十条の四第八項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 (略)

第五条の三 (略)

2 法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3・4 (略)

第五条の四 (略)

2 法第三十条の四第八項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 (略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照条文(抄)

○ 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)(抄)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準) 第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。 ② 前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。)の指定の更新について準用する。 (法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準) 第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。 ② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設(法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設をいう。)の指定の更新について準用する。	(新設) (新設)

改 正 案	現 行
第一条の十四（略） 一、十二（略） 十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号及び第十二号に掲げる施設の構造設備の概要 十三、十六（略） 2、4（略） 5（略） 一（略） 二 法第二十一条第二項第二号及び第三号に掲げる施設の構造設備の概要 三（略） 6、9（略） （既存の病床数の補正） 第二条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。	第一条の十四（略） 一、十二（略） 十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号に掲げる施設及び第二十一条第一項に掲げる施設の構造設備の概要 十三、十六（略） 2、4（略） 5（略） 一（略） 二 法第二十一条第二項第二号に掲げる施設及び第二十一条の四第二項に掲げる施設の構造設備の概要 三（略） 6、9（略） （既存の病床数の補正） 第二条の二 都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

第六條の六 法第十八條の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七條 病院又は診療所の開設者が、法第十八條ただし書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

第十六條 法第二十三條第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一 十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、必要な消毒設備を設けること。

2 十三 十六 (略)

第十九條 法第二十一條第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削除)

(新設)

第七條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所の開設者が、法第十八條但書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

第十六條 法第二十三條第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一 十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、病院にあつては法第二十一條第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所にあつては必要な消毒設備を設けること。

2 十三 十六 (略)

第十九條 法第二十一條第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない

以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せんを七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する）

四 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができ。五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

六 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

八 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数
(新設)

端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

3 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。

一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

5|4|

(略)
第一項及び第二項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有すること

(新設)

3|2|

(略)
第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せん（の）数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。

とする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品、品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（削除）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師の員数の標準は、一とする。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項におい

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品、品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

二 療養病床を有する病院にあつては、談話室、食堂及び浴室

2 前項の規定による施設は、次の各号による。

一 四（略）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 一

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

（新設）

て同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師、療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者、療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

3 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数置くこととする。

4 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。

第二十一条の四 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。

(削除)

第二十二條の四の二 法第二十三條の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条若しくは第二十一条の二に規定する員数の標準又は都道府県の条例で定める員数の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三條の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適當であると認める場合とする。

(新設)

(新設)

第二十一条の四 法第二十一条第二項第三号の規定による施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第二十一条第二項の規定は、前項に規定する施設について準用する。

第二十二條の四の二 法第二十三條の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条又は第二十一条の二に規定する員数の標準の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三條の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適當であると認める場合とする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定基準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一・五 (略)

2・3 (略)

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第三条の二第二項第一号ハ又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メー

(区域の設定に関する標準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定標準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。

一・五 (略)

2・3 (略)

第四十三条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第三条の二第二項第一号ハ又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「

トル」と、第十九条第一項第一号及び第二項第一号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同条第二項第二号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

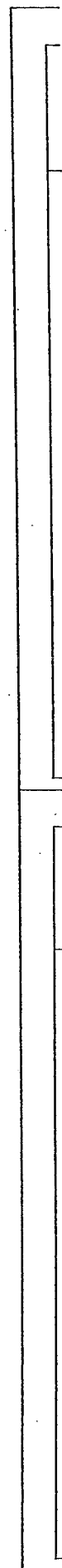
別表第六

項	一 四
式	(略)
備考 この表における式において、 $F_1, B_4, C_2, C_3, D_1, D_2, A_1, A_2, B_1, B_2, B_3, F_2, G, H, I, J, K$及び$L$は、それぞれ次の値を表すものとする。 F_2, A_1, F_1 (略) F 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一・二 (略) G, I (略) J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一・二 (略) K, L (略)	

二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

別表第六

項	一 四
式	(略)
備考 この表における式において、 $F_1, B_4, C_2, C_3, D_1, D_2, A_1, A_2, B_1, B_2, B_3, F_2, G, H, I, J, K$及び$L$は、それぞれ次の値を表すものとする。 F_2, A_1, F_1 (略) F 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一・二 (略) G, I (略) J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一・二 (略) K, L (略)	



○ 看護師等の人材確保の推進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を改正する省令（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（看護師等確保推進者を置かなければならない病院） 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法（昭和二十二年法律第百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。	（看護師等確保推進者を置かなければならない病院） 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第四号に規定される員数の七割に満たない病院とする。

改 正 案	現 行
附 則 第二十条 精神病床を有する病院（新規則第四十二條の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九條第一項第二号並びに附則第九條第四号、第十一條第一項及び第十二條中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。 第二十二條 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八條の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八條の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三條の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六條の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一條第一号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。 第二十三條 法第二十一條第二項第一号及び同條第三項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、	附 則 第二十条 精神病床を有する病院（新規則第四十三條の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九條第一項第四号並びに附則第九條第四号、第十一條第一項及び第十二條中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。 第二十二條 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八條の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八條の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三條の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六條の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一條第一項第二号及び同條第二項第二号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。 第二十三條 法第二十一條第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一條の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。

間 新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師 一

二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた
適当数

一 医師 一

二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた
適当数